

特定事業所加算

指定居宅介護支援の費用の算定について、24時間連絡体制や困難事例への対応などの基準を満たした事業所については、1月につき所定単位数を加算する。

【基本法令】

□ 特定事業所加算

- ① 別に厚生労働大臣が定める基準（【関連告示】参照）に適合しているとして市町村長等に届け出た指定居宅介護支援事業所には、次の区分に従い1か月につき所定単位数を加算する。
- ② ただし、特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）及び（Ａ）までのいずれかを算定している場合は、特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）及び（Ａ）のその他の加算は算定しない。

加算区分	加算単位数
a) 特定事業所加算（Ⅰ）	519単位
b) 特定事業所加算（Ⅱ）	421単位
c) 特定事業所加算（Ⅲ）	323単位
d) 特定事業所加算（Ａ）	114単位

【関連告示】

□ 厚生労働大臣が定める基準

（１）特定事業所加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合。

- ① 常勤・専従の主任介護支援専門員を2人以上配置。
- ② 常勤・専従の介護支援専門員を3人以上配置。
- ③ 利用者に関する情報やサービス提供の留意事項等の伝達のための会議を定期的に開催。
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保。
- ⑤ 算定月の利用者総数のうち要介護3～5の者の占める割合が40%以上。
- ⑥ 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して計画的に研修を実施。
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合でも、指定居宅介護支援を提供。
- ⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加。
- ⑨ 居宅介護支援費の特定事業所集中減算の適用を受けていない。
- ⑩ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援のサービスの提供を受ける利用者数が、介護支援専門員1人当たり45（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定する場合は50）人未満。
- ⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力しているか、又は協力体制を確保。
- ⑫ 他法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施。
- ⑬ 必要に応じて多様な主体等が提供するサービスが包括的に提供されている。

（２）特定事業所加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合。

- ① 上記（１）②～④・⑥～⑬の基準に適合。

② 常勤・専従の主任介護支援専門員を配置。

(3) 特定事業所加算 (Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれにも適合。

① 上記 (1) ③・④・⑥～⑬の基準に適合。

② 上記 (2) ②の基準に適合。

③ 常勤の介護支援専門員を2人以上配置。

(4) 特定事業所加算 (A)

① 上記 (1) ③・④・⑥～⑬の基準に適合。ただし、④・⑥・⑫・⑬は他の事業との連携でも可。

② 上記 (2) ②の基準に適合。

③ 常勤の介護支援専門員を1人以上及び非常勤の介護支援専門員1人以上配置。

【解釈通知】

□ 特定事業所加算

(1) 趣旨

本加算は、次の①②により、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を図るものである。

① 中重度者や支援困難ケースへの積極的支援。

② 専門性の高い人材を確保、医療・介護連携への積極的な取組の総合的な実施。

(2) 基本的取扱方針

特定事業所加算の対象となる事業所は、次の方針を踏まえ、趣旨に合致した適切な運用を図ること。

① 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所である。

② モデル的な居宅介護支援事業所 (※1) である。

③ 特定事業所加算 (Ⅳ) の対象となる事業所では、上記①②に加えて日頃から医療機関等との連携に関する取組をより積極的に行う。

(※1) 常勤・専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている事業所。

(3) 厚生労働大臣が定める基準の具体的な運用方針

上記【関連告示】に規定する各要件の取扱については、次による。

【関連告示】該当箇所	運用方針
(1) ①関係 常勤・専従の主任介護支援専門員を2人以上配置。	常勤・専従の主任介護支援専門員は、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務、同一敷地内にある他の事業所と兼務してもよい。
(1) ②関係 常勤・専従の介護支援専門員を3人以上配置。	常勤・専従の介護支援専門員とは別に主任介護支援専門員を置く。支障がない場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務、同一敷地内にある他の事業所と兼務してもよい。 ⇒少なくとも合計5人（主任支援介護専門員2人＋介護支援専門員3人）を常勤・専従で配置。
(1) ③関係 利用者に関する情報やサービス提供の留意事項等の伝達のための会議を定期的に開催（テレビ電話装置等を活用して行うことも可）。	会議は次の要件を満たすものでなければならない。 (ア) 議題には少なくとも次の内容を含める。 a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 b) 過去に取り扱ったケースについての問題点・改善方法 c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 d) 保健医療及び福祉に関する諸制度 e) ケアマネジメントに関する技術

	f) 利用者から苦情があった場合は、その内容・改善方針 g) その他必要な事項 (イ) 議事については記録を作成し、2年間保存。 (ウ) 「定期的」とは、おおむね週1回以上。
(1) ④関係 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保。(加算(A)においては携帯電話等の転送による対応等も可)	a) 常時、担当者が携帯電話等で連絡をとることができる。 b) 必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる。 c) 輪番制による対応も可能。
(1) ⑤関係 算定月の利用者総数のうち要介護3～5の者の占める割合が40%以上。	a) 毎月その割合を記録しておく。 b) こうした割合を満たすだけでなく、常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきもの。 c) ⑦の基準に該当する場合、例外的に枠外(要介護3～5の者の割合の対象外)として取り扱うことが可能。
(1) ⑥関係 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して計画的に研修を実施。(加算(A)においては他事業所との共同開催による研修実施も可)	a) 介護支援専門員の資質向上のための研修体系と研修実施のための勤務体制の確保に努める。 b) 個別具体的な研修の目標、内容、期間、時期等についての計画は次年度前までに定める。 c) 管理者は研修目標の達成状況について適宜確認し、必要に応じて改善措置を講じる。 d) 年度途中で加算取得の届出をする場合、計画は届出を行うまでに策定すればよい。
(1) ⑦関係 地域包括支援センターから困難な事例を紹介された場合でも、その者に対して指定居宅介護支援を提供。	特定事業所加算算定事業所は、 a) 自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならない。 b) そのために常に地域包括支援センターとの連携を図る。
(1) ⑧関係 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加。	「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指している。 対象となる事例検討会・研修等はこれらのほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられる。利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものであれば差し支えない。
(1) ⑨関係 居宅介護支援費の特定事業所集中減算の適用を受けていない。	特定事業所加算の趣旨を踏まえ、 a) 単に減算の適用になっていないのみならず、 b) 中立公正を確保し、 c) 実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所。
(1) ⑩関係 居宅介護支援を受ける利用者数が介護支援専門員1人当たり45人(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50人)未満。	a) 原則として事業所単位で平均して介護支援専門員1人当たり45人(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50人)未満であればよい。 b) ただし、不当に特定の者に偏る等により適切なケアマネジメントに支障が出ないよう配慮。

(1) ⑪関係 ⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力しているか、又は協力体制を確保。(加算(A)においては他事業所と共同による協力及び協力体制も可)	a) 現に研修で実習等の受入が行われている場合に限らず、受入可能な体制が整っている。 b) 研修の実施主体との間で受入同意について書面で提示できるようにする。
(1) ⑫関係 ⑫ 他法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施。(加算(A)においては他事業所との協力による研修会等の実施も可)	a) 同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施。 b) 事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等については、毎年度少なくとも年度内に次年度の計画を策定。 c) 年度の途中で加算取得の届出をする場合は、届出を行うまでに当該計画を策定。
(1) ⑬関係 ⑬ 必要に応じて多様な主体等が提供するサービスが包括的に提供されている	多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護保険の給付対象以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいう。
(2) 関係 特定事業所加算(Ⅱ)	a) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、業務に支障がない場合は同一敷地内にある他の事業所との兼務も可。 b) 常勤・専従の介護支援専門員とは別に主任介護支援専門員を配置。 ⇒ 少なくとも4人(主任介護支援専門員1人+介護支援専門員3人)を常勤・専従で配置。
(3) 関係 特定事業所加算(Ⅲ)	a) 常勤・専従の主任介護支援専門員については、業務に支障がない場合は同一敷地内にある他の事業所との兼務も可。 b) 常勤・専従の介護支援専門員とは別に主任介護支援専門員を配置。 ⇒ 少なくとも3人(主任介護支援専門員1人+介護支援専門員2人)を常勤・専従で配置。
(4) 関係 特定事業所加算(A)	a) 常勤・専従の主任介護支援専門員については、業務に支障がない場合は同一敷地内にある他の事業所との兼務も可。 b) 常勤・専従の介護支援専門員とは別に主任介護支援専門員を配置 ⇒ 少なくとも2人(主任介護支援専門員1人+介護支援専門員1人)を常勤・専従で配置するとともに、常勤換算方法で1の合計3人の介護支援専門員を配置。 この場合、当該常勤換算方法で1の介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所(連携先事業所に限る)の職務と兼務できる。また、他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではない。

(3) ⑮その他

- a) 介護保険法に基づく情報公表を行う。
- b) 特定事業所加算取得事業所であることを積極的に表示し、情報提供を行う。
- c) 利用者に対して、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行う。

(4) 手続

本加算を取得した特定事業所は、次のように記録の作成・保管を行う。

- a) 毎月末までに基準の遵守状況に関する所定の記録を作成。
- b) その記録を2年間保存。
- c) 市町村長から求めがあった場合は、その記録を提出。